

京都市都市計画局建築請負工事監督細目

平成14年3月28日都市計画局長決定

改正 平成15年5月29日, 平成17年3月31日, 平成23年5月23日,
平成28年3月25日, 令和2年3月31日, 令和3年6月30日

(趣旨)

第1条 この細目は、京都市都市計画局建築請負工事監督・検査要綱第5条に規定する監督員の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細目において使用する用語は、京都市都市計画局建築請負工事監督・検査要綱において使用する用語の例によるものの他、次の各号に定めるところによる。

- (1) 現場代理人 建設業法第19条の2第1項の規定による現場代理人をいう。
- (2) 主任技術者 建設業法第26条第1項の規定による主任技術者をいう。
- (3) 監理技術者 建設業法第26条第2項の規定による監理技術者をいう。
- (4) 監理技術者補佐 建設業法第26条第3項の規定による、監理技術者の行うべき第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者をいう。
- (5) 現場代理人等 現場代理人及び主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をいう。

(監督事務の実施)

第3条 監督員は、この細目に定めるもののほか、京都市都市計画局建築請負工事監督技術基準により、工事の適正な履行を確認しなければならない。

2 監督員は、次の各号に掲げる業務を担当する。

(1) 総括監督員 次に掲げる監督総括業務

- ア 受注者に対する指示、承諾、又は協議で重要なものの処理
- イ 関連工事の工程等の調整で重要なものの処理
- ウ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の契約部局に対する報告
- エ 設計図、仕様書その他の契約関係図書（以下「契約図書」という。）に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。）で特に重要なものの処理
- オ 主任監督員及び担当監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理
- カ 上記事項に関する工事担当課の長への報告（工事担当課の長が総括監督員となる場合を除く。）

(2) 主任監督員 次に掲げる現場監督総括業務

- ア 受注者に対する指示、承諾、又は協議（重要なものを除く。）の処理
- イ 関連工事の工程等の調整（重要なものを除く。）の処理
- ウ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の総括監督員への報告

エ 契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。）で重要なものの処理

オ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した当該詳細図等の承諾

カ 担当監督員の指揮監督及び次に掲げる一般監督業務の統括

(3) 担当監督員 次に掲げる一般監督業務

ア 受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理

イ 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の主任監督員への報告

ウ 契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（重要なものを除く。）

エ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した当該詳細図等で軽易なものの承諾

3 京都市都市計画局建築請負工事監督・検査要綱第5条第2項の規定は、次の各号に掲げる工事について適用する。

(1) 請負代金額が1件500万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以下の新築、増築又は改築工事

(2) 請負代金額が1件3,000万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以下の建築の改修工事

(3) 請負代金額が1件1,000万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以下の電気設備及び機械設備の改修工事

(4) 単独契約の除却工事

(工事情報の報告)

第4条 監督員は、受注者が工事に着手したときは、契約した工事の情報について検査担当課に報告することとする。報告した内容に変更が生じた時も同様とする。

(工事の現場状況の熟知)

第5条 監督員は、監督を命じられた工事の現場状況に精通し、契約書及び設計図書に基づき、工事が適正に施工されるよう監督する。

2 監督員は、京都市工事施工体制点検要領に基づき、工事現場における施工体制の点検を行うとともに、受注者又はその代理人に対し、必要な指示を与えなければならない。

(書類の整備)

第6条 担当監督員は、監督員が事務を行う事務所に工事の監督に必要な関係書類を備え付けておかなければならない。

(他工事との調整)

第7条 担当監督員は、同一の工事の現場において他の建築工事、電気設備工事及び機械設備工事が行われるときは、工事に支障が生じないように、次の各号に掲げる者と定期的に打合せを行い、相互の調整を図らなければならない。この場合において、各工事の施工方法、工程等の

調整等で、重要なもの又は異例なものについては、総括監督員に報告し、その指示に従わなければならない。

(1) 同一の工事の現場において行われる他の工事の監督員（地方自治法施行令第167条の15第4項の規定により監督に係る事務の委託を受けた者を含む。）

(2) 同一の工事の現場において行われる他の工事の受注者（現場代理人等）

（監督事務の引継の義務）

第8条 監督員は、監督に係る事務を行う者に変更があったときは、工事に支障が生じないように当該事務の引継ぎを行わなければならない。

（災害及び公害の防止）

第9条 監督員は、受注者に対し、工事の施工に伴う災害及び公害を防止するための措置を講じさせなければならない。

2 監督員は、災害又は公害により、工事に支障が生じるおそれがあると認めるときは、その状況について、速やかに工事担当課の長に報告して、その指示を受けるとともに受注者に対し、臨機の措置を採らせなければならない。

（現場代理人等）

第10条 担当監督員は、現場代理人等が工事の施工監理を行うことが著しく不適當であると認めるときは、速やかに総括監督員に報告して、その指示を受けなければならない。

（契約履行の確保）

第11条 担当監督員は、受注者が正当な理由がなくて工事に着手しないとき、又は契約の目的を達成する見込みがないときは、速やかに総括監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

（工事の目的物の損害等）

第12条 担当監督員は、工事の目的物の引渡しを受ける前に、工事の目的物又は工事の材料について生じた損害並びにその他工事の施工により本市及び第三者に生じた損害の有無を調査したうえ、速やかに総括監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

（天災その他の不可抗力による損害等）

第13条 担当監督員は、天災その他の不可抗力により、工事の契約の既済部分、検査済材料、工事の仮設物又は建設機械器具に損害が生じたときは、状況を確認したうえ、速やかに総括監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

（部分払）

第14条 担当監督員は、受注者から部分払の請求があったときは、工事の現場を確認し、別に定める基準に基づき工事の契約の既済部分の査定を行い、総括監督員の確認を受けなければならない。

2 担当監督員は、前項の査定に必要があると認めるときは、受注者に対し、資料の提出を求められることができる。

(設計図書等の疑義)

第15条 担当監督員は、受注者又は自らが次の各号の一に掲げる事実を発見したときは、その事実に対する措置について受注者に書面で指示を与えなければならない。ただし、重要なもの又は異例なものについては、事前に総括監督員の指示を受けなければならない。

- (1) 設計図書と工事の現場の状態が一致しないこと。
- (2) 設計図書の表示が明確でないこと。(図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤り又は記載もれがあることを含む。)
- (3) 工事の現場に地質、わき水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
- (4) 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 担当監督員は、前項本文の指示をしたときは、総括監督員にその経緯を報告しなければならない。

(工事促進等)

第16条 担当監督員は、各工事の進ちよく状況を取りまとめて、工事担当課の長に報告しなければならない。

- 2 工事担当課の長は、工事の進ちよく状況を記載した進ちよく表(参考様式)を検査担当課へ提出しなければならない。
- 3 担当監督員は、工事が遅延するおそれがあるときは、その理由を調査して、速やかに総括監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

(施工図等)

第17条 監督員は、受注者に対し、施工図、納入仕様書及びその他工事に必要な図書を整理させなければならない。

(施工の立会い及び試験等)

第18条 監督員は、設計図書に定める立会い、試験を必要とする事項については、立会い及び試験を行い、試験を行った場合は、試験成績書を受注者に提出させなければならない。

(工사용機材)

第19条 監督員は、工사용機材のうち検査又は試験を要する機材として設計図書に定められているものについて、京都市都市計画局工사용機材検査要領に基づき、検査又は試験を行うものとする。

(工事の変更、中止等)

第20条 担当監督員は、工事の変更、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させる必要があるときは、速やかに総括監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

(検査の立会)

第21条 監督員は、検査職員に京都市都市計画局建築請負工事監督・検査要綱第13条の規定

による検査の申請をしたときは、第7条各号に掲げる者に対し、検査を行う旨を連絡するとともに、受注者に対し、検査に立ち会うよう指示しなければならない。

(検査に対する準備)

第22条 監督員は、検査（部分引渡しに関する検査を含む。以下同じ。）に先立って工事の現場の確認を行うとともに、契約書及び設計図書により求められている書類等（以下「提出書類等」という。）の提出を受け、確認しなければならない。

2 監督員は、受注者に対し、検査に必要な資機材及び検査職員が指示する用具を準備させなければならない。

(工事の成績評定)

第23条 監督員は、京都市都市計画局建築請負工事成績評定要領に基づき、工事の評定を行うものとする。

(修補等)

第24条 担当監督員は、検査職員による検査の結果、修補等をする必要があるときは、その旨を総括監督員に報告し、定められた期限内に修補等を完了させるよう、その履行を監督しなければならない。

2 監督員は、修補等手直し工事が完了し、受注者が修補等手直し工事完了届（第1号様式）を提出したときは、その内容を確認したうえで、速やかに検査職員に提出しなければならない。

(工事完成図等の整備)

第25条 監督員は、受注者から提出された提出書類等を適切に保管しなければならない。

(引渡し)

第26条 監督員は、検査に合格したときは、受注者に対し、速やかに工事の目的物の引渡しについて指示しなければならない。

(委託監督員)

第27条 工事の監督に係る事務を委託する場合には、別に定める要領に基づき監督に関わる事務を遂行させなければならない。

(その他)

第28条 特別の理由により、この細目により難しい場合における監督に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この細則は、昭和58年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細目は、平成10年7月1日から施行する。

(関係細則の廃止)

2 工事監督実施細則は、廃止する。

附 則

この細目は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月29日決定）

（施行期日）

1 この細目は、平成15年6月1日から施行する。

（適用区分）

2 この細目による改正後の京都市都市計画局建築請負工事監督細目の規定は、この細目の施行の日以後に契約した工事から適用する。

附 則（平成17年3月31日決定）

（施行期日）

1 この細目は、平成17年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この細目による改正後の京都市都市計画局建築請負工事監督細目の規定は、この細目の施行の日以後に契約した工事から適用する。

附 則（平成23年5月23日決定）

（施行期日）

1 この細目は、平成23年6月1日から施行する。

（適用区分）

2 この細目による改正後の京都市都市計画局建築請負工事監督細目の規定は、平成23年4月1日以後に契約した工事から適用する。

附 則（平成28年3月25日決定）

（施行期日）

1 この細目は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この細目による改正後の京都市都市計画局建築請負工事監督細目の規定は、この細目の施行の日以後に契約した工事から適用する。

附 則（令和2年3月31日決定）

（施行期日）

1 この細目は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この細目による改正後の京都市都市計画局建築請負工事監督細目の規定は、この細目の施行の日以後に契約した工事から適用する。

附 則（令和3年6月30日決定）

(施行期日)

- 1 この細目は、令和3年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この細目による改正後の京都市都市計画局建築請負工事監督細目の規定は、この細目の施行の日において工事中の工事及び施行の日以後に契約した工事に適用する。

工 事 施 工 進 ち ょ く 表

都市計画局

課（ 係）

No.

年 月 日

年度	工 事 名	工 事 概 要	契 約 日	契 約 工 期												受 注 者 請 負 代 金 額		
	工 事 進 ち ょ く 概 要	進 ち ょ く 率												監 督 員				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
}	ただし、 工事 工事	延べ面積 m ²	年 月 日	年 月 日							¥							
}	ただし、 工事 工事	延べ面積 m ²	年 月 日	年 月 日							¥							
}	ただし、 工事 工事	延べ面積 m ²	年 月 日	年 月 日							¥							
}	ただし、 工事 工事	延べ面積 m ²	年 月 日	年 月 日							¥							
}	ただし、 工事 工事	延べ面積 m ²	年 月 日	年 月 日							¥							
}	ただし、 工事 工事	延べ面積 m ²	年 月 日	年 月 日							¥							
}	ただし、 工事 工事	延べ面積 m ²	年 月 日	年 月 日							¥							
}	ただし、 工事 工事	延べ面積 m ²	年 月 日	年 月 日							¥							

※完成済の工事は、年度欄に■を記載する。